

若者等定住促進奨励金

制度の趣旨

若者等が安心して生活できる住宅環境の確保を支援することで、勝浦市への定住を促進し、もって活力ある地域づくりの推進を図るため、若者等定住促進奨励金を交付します。

奨励金の種類

①若者等住宅取得奨励金

・新たに住宅を取得した若者夫婦が対象 ※市内で転居した場合も対象となります。

②若者等賃貸住宅入居奨励金

・新たに民間賃貸住宅に入居した若者夫婦が対象 ※市内で転居した場合も対象となります。

①若者等住宅取得奨励金

交付対象者

・若者夫婦を含む世帯であり、新たに取得（新築または購入）した市内の住宅に住所を有していること

・若者夫婦が当該住宅に住所を有した日の前60日以内に、当該住宅の取得が完了していること

・当該住宅の取得に要した費用（同時に取得した敷地の取得費用も含む）が300万円以上であること

・若者夫婦が当該住宅に住所を有した日の後5年以上、市内に定住すること

交付額

・1世帯につき40万円

※転入した若者夫婦の場合には20万円を加算



②若者等賃貸住宅入居奨励金

交付対象者

- ・若者夫婦を含む世帯であり、市内の民間賃貸住宅に住所を有していること
- ・当該賃貸住宅に住所を有した日の前30日以内に、当該賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約（賃貸借契約の更新に係る契約を除く）を締結していること
- ・当該賃貸住宅の家賃の月額が3万円以上であること
- ・若者夫婦が当該賃貸住宅に住所を有した日の後2年以上、市内に定住すること

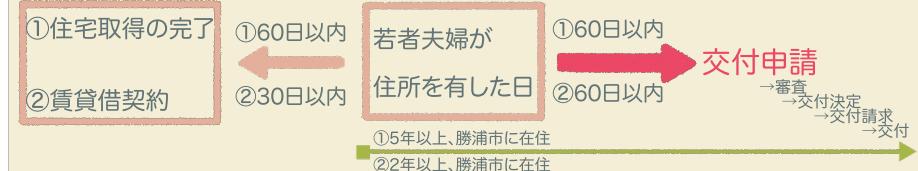
交付額

・1世帯につき10万円

※転入した若者夫婦の場合には10万円を加算



交付までの流れ



補足説明

・いずれの奨励金も若者夫婦の居住が要件となります。この制度でいう「若者夫婦」とは夫または妻のいずれかが満40歳以下の夫婦をいいます。

・奨励金の交付の要件または交付額加算の要件となる「転入した若者夫婦」とは、上記で規定する若者夫婦のうち、勝浦市外から転入により本奨励金の交付の要件となる住宅に住所を有し、かつ夫または妻のいずれかが当該住宅に住所を有した日の前3年間に、勝浦市に住所を有していない夫婦をいいます。

・空き家バンク登録物件を取得または賃貸借する場合は、夫婦の年齢を問わないものとします。

※交付対象者の要件となる定住期間を満たさず若者夫婦の全員が市内に住所を有しなくなった場合は、交付した奨励金の全額を返還していただきます。

※本書に記載した交付要件の他、市税等に滞納がないこと、過去に同種の交付を受けていないことなどの要件があることから、事前にお問い合わせください。